

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行			改 正		
国際郵便約款			国際郵便約款		
(略)			(略)		
(料金の返還)			(料金の返還)		
第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があった場合に、これを返還します。			第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があった場合に、これを返還します。		
区 別	返還される料金	請求期間	区 別	返還される料金	請求期間
1～6の3 (略)	(略)	(略)	1～6の3 (略)	(略)	(略)
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全面的な損傷について当社が損害賠償しなければならぬ場合（外国来郵便物にあつては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）	(略)	損害賠償の通知を受けた日から6か月	7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全面的な損傷について当社が損害賠償しなければならぬ場合（外国来郵便物にあつては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）	(略)	損害賠償の通知を受けた日から6か月
		7の2 国際特定記録とする郵便物を亡失した場合であつて、当社が責任を負うべき事由がある場合		差出しの際に支払われた郵便物の料金及び国際特定記録料	
8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）、特殊取扱の料金及び酒凸達時間保証扱いの料金	料金を支払った日から1年	8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）、特殊取扱の料金及び酒凸達時間保証扱いの料金	料金を支払った日から1年
9～11 (略)	(略)		9～11 (略)	(略)	
2 前項の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。			2 前項の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。		

現 行	改 正
<p>3・4 (略)</p> <p>(調査請求)</p> <p>第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物又は保険付郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延、受取通知用紙の未受領等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。</p> <p>2 前項の請求は、差出人又は受取人が料金表で定める額の手数料を添えて、これを行っていただきます。</p> <p>(略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p><u>第5節 国際特定記録</u></p> <p><u>(国際特定記録の取扱い)</u></p> <p><u>第84条の2 国際特定記録は、郵便物の引受けを記録する取扱いです。</u></p> <p><u>2 国際特定記録の取扱いは、当社が別に定める条件によりこの取扱いを行う国に宛てた小形包装物について行います。</u></p> <p><u>3 国際特定記録とする郵便物を引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。</u></p> <p>(調査請求)</p> <p>第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、<u>保険付郵便物又は国際特定記録とする郵便物</u>に不着、内容品亡失、損傷、遅延、受取通知用紙の未受領等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。</p> <p>2 前項の請求は、差出人又は受取人が料金表で定める額の手数料を添えて、これを行っていただきます。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (平成29年8月25日 2017-日国際第173号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>第1条 この改正は、平成29年10月1日から実施します。</u></p>

国際郵便に関する料金表新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正																								
国際郵便に関する料金表	国際郵便に関する料金表																								
(略)	(略)																								
第1表 通常郵便物の料金	第1表 通常郵便物の料金																								
第1 適用	第1 適用																								
1～6 (略)	1～6 (略)																								
7 印刷物及び小形包装物の特別料金	7 印刷物及び小形包装物の特別料金																								
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																								
(4) 国際 e パケットライト郵便物の料金	(4) 国際 e パケットライト郵便物の料金																								
次の条件を満たす <u>非優先扱いとする航空</u> 小形包装物 <u>((1)から(3)までに掲げる条件を満たすものを除きま</u> <u>す。)</u> に適用します。	次の条件を満たす <u>国際特定記録とする</u> 小形包装物に適用します。																								
ア 当社が別に定める方法により電子情報処理組織（当社の使用に係る電子計算機と差出人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用して作成した書面を添えて差し出されたものであること。	ア 当社が別に定める方法により電子情報処理組織（当社の使用に係る電子計算機と差出人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用して作成した書面を添えて差し出されたものであること。																								
イ <u>国際特定記録郵便としたものであること。</u>	<u>イ 本邦からはSAL 扱いにより、名宛国内においては航空扱いにより運送するものであること。</u>																								
	<u>(注) (4)の当社が別に定める方法は、インターネットを介して、当社の使用に係る電子計算機へ接続し、差し出そうとする小形包装物の内容品の明細、価格等の税関検査に関する事項その他必要事項を入出力装置から入力した後、その電子計算機から取得した書面に係る情報に基づき印字する方法とします。</u>																								
第2 料金額	第2 料金額																								
1～3 (略)	1～3 (略)																								
4 印刷物及び小形包装物の特別料金	4 印刷物及び小形包装物の特別料金																								
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																								
(3) 国際eパケット郵便物の料金	(3) 国際eパケット郵便物の料金																								
	<u>国際eパケット郵便物の料金は、次表に掲げる料金に、第6表第2（料金額）に規定する書留料等の料金を加えた額とします。</u>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>重量</th> <th>第1地帯</th> <th>第2地帯</th> <th>第3地帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2.0kg まで</td> <td>1,950 円</td> <td>2,655 円</td> <td>3,645 円</td> </tr> </tbody> </table>	重量	第1地帯	第2地帯	第3地帯	(略)	(略)	(略)	(略)	2.0kg まで	1,950 円	2,655 円	3,645 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重量</th> <th>第1地帯</th> <th>第2地帯</th> <th>第3地帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2.0kg まで</td> <td>1,950 円</td> <td>2,655 円</td> <td>3,645 円</td> </tr> </tbody> </table>	重量	第1地帯	第2地帯	第3地帯	(略)	(略)	(略)	(略)	2.0kg まで	1,950 円	2,655 円	3,645 円
重量	第1地帯	第2地帯	第3地帯																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
2.0kg まで	1,950 円	2,655 円	3,645 円																						
重量	第1地帯	第2地帯	第3地帯																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
2.0kg まで	1,950 円	2,655 円	3,645 円																						

現 行

改 正

(4) 国際 e パケットライト郵便物の料金

重量	第1地帯	第2地帯	第3地帯
100g まで	160 円	180 円	200 円
200g まで	210 円	250 円	290 円
300g まで	260 円	320 円	380 円
400g まで	330 円	410 円	490 円
500g まで	400 円	500 円	600 円
600g まで	470 円	590 円	710 円
700g まで	540 円	680 円	820 円
800g まで	610 円	770 円	930 円
900g まで	680 円	860 円	1,040 円
1.0kg まで	750 円	950 円	1,150 円
1.25kg まで	970 円	1,220 円	1,470 円
1.5kg まで	1,190 円	1,490 円	1,790 円
1.75kg まで	1,410 円	1,760 円	2,110 円
2.0kg まで	1,630 円	2,030 円	2,430 円

(4) 国際 e パケットライト郵便物の料金

国際 e パケットライト郵便物の料金は、次表に掲げる料金に、第6表第2（料金額）に規定する国際特定記録料の料金を加えた額とします。

重量	第1地帯	第2地帯	第3地帯
100g まで	160 円	180 円	200 円
200g まで	210 円	250 円	290 円
300g まで	260 円	320 円	380 円
400g まで	330 円	410 円	490 円
500g まで	400 円	500 円	600 円
600g まで	470 円	590 円	710 円
700g まで	540 円	680 円	820 円
800g まで	610 円	770 円	930 円
900g まで	680 円	860 円	1,040 円
1.0kg まで	750 円	950 円	1,150 円
1.25kg まで	970 円	1,220 円	1,470 円
1.5kg まで	1,190 円	1,490 円	1,790 円
1.75kg まで	1,410 円	1,760 円	2,110 円
2.0kg まで	1,630 円	2,030 円	2,430 円

第2表 通常郵便物の料金割引

第1 適用

通常郵便物（当社が発行する航空書簡及び国際郵便葉書、盲人用郵便物、低料印刷物、特別郵袋印刷物、航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物並びに国際 e パケット郵便物を除きます。以下この第1において同じとします。）の料金については、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、1及び2のいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。

1・2（略）

第2（略）

第6表 特殊取扱の料金

第1 適用

- 通常郵便物の特殊取扱（書留、速達、受取通知及び保険付）及び小包郵便物の特殊取扱（速達、受取通知及び保険付）の料金は、第2（料金額）の表のとおりとします。
- 書留については、第3（料金割引）に定めるところにより、料金割引を適用します。

第2表 通常郵便物の料金割引

第1 適用

通常郵便物（当社が発行する航空書簡及び国際郵便葉書、盲人用郵便物及び特別郵袋印刷物並びに低料印刷物、航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物、国際 e パケット郵便物及び国際 e パケットライト郵便物の料金が適用されるものを除きます。以下この第1において同じとします。）の料金については、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、1及び2のいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。

1・2（略）

第2（略）

第6表 特殊取扱の料金

第1 適用

- 通常郵便物の特殊取扱（書留、速達、受取通知、保険付及び国際特定記録）及び小包郵便物の特殊取扱（速達、受取通知及び保険付）の料金は、第2（料金額）の表のとおりとします。
- 書留については、第3（料金割引）に定めるところにより、料金割引を適用します。

現 行

改 正

第2 料金額

第2 料金額

料 金 の 区 別		料 金 額
(略)		(略)
保険料	通常郵便物	(略)
	小包郵便物	(略)

料 金 の 区 別		料 金 額
(略)		(略)
保険料	通常郵便物	(略)
	小包郵便物	(略)
<u>国際特定記録料</u>		<u>370円</u>

附 則 (平成28年8月29日 2016-日国際第53号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(料金表に係る改正規定の失効)

第2条 料金表第1表第1 (適用) の7の(4)及び第2 (料金額) の4の(4)の改正規定は、平成29年9月30日限り、その効力を失います。

附 則 (平成28年8月29日 2016-日国際第53号)

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

附 則 (平成29年8月25日 2017-日国際第173号)

この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。